

○役員等報酬支給細則

(昭和 62 年 4 月 1 日)

改正 平成 7 年 10 月 29 日 平成 15 年 4 月 1 日

平成 19 年 11 月 1 日 2020(令和 2)年 4 月 1 日

2025(令和 7)年 4 月 1 日

第 1 条 この細則は、学校法人関東学園役員等報酬規程第 8 条に基づき、役員及び評議員
(以下「役員等」という)の報酬の支給に関し必要な事項を定める。

第 2 条 専任理事俸給は、別表第 1 のとおりとする。

別表第 1

[別紙参照]

第 3 条 兼務理事俸給は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2

[別紙参照]

第 4 条 非常勤理事手当は、別表第 3 のとおりとする。

別表第 3

[別紙参照]

第 5 条 監事俸給は、別表第 4 のとおりとする。

別表第 4

[別紙参照]

第 6 条 評議員手当は、別表第 5 のとおりとする。

別表第 5

[別紙参照]

第 7 条 新任の専任理事につき、別表第 1 にかかる期の格付けは、年齢、経歴、前職にお
ける俸給額、担当職務及び他の役員の俸給額等を勘案の上、理事会で決定する。

2 再任された専任理事は、前任時において適用された期の 1 段階上位の期の俸給額を適
用する。但し前任時の就任期間が所定の任期に満たなかった場合は、この限りでない。

3 再任されたことにより最高の期に達したときは、これにかかる俸給額を上限とする。

第 8 条 新任の兼務理事は、別表第 2 にかかる第 1 期の俸給額を適用する。

2 再任された兼務理事は、前任時において適用された期の 1 段階上位の期の俸給額を適
用する。但し前任時の就任期間が所定の任期に満たなかった場合は、この限りでない。

3 再任されたことにより最高の期に達したときは、これにかかる俸給額を上限とする。

第 9 条 再任されず退任し、その後再び役員に選任された者の俸給額は、直近の退任時に
おいて適用された期を基準とすることができる。

第 10 条 役員等の旅費・日当については、出張旅費規程及び海外旅費規程による。

第11条 専任役員のうち特に業績著しい者に対しては、理事会の議決により2期の等級を目途に特別昇給を行うことができる。

第12条 この細則は、役員等報酬等の支給の基準として、公表する。

第13条 この細則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成7年10月29日)

この細則は、平成7年10月29日から施行する。

附 則(平成15年4月1日)

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月1日)

この細則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(2020(令和2)年4月1日)

この細則は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

附 則(2025(令和7)年4月1日)

この細則は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

別表第1

期	俸給月額 (円)
1	671,000
2	719,000
3	767,000
4	815,000
5	863,000
6	911,000
7	958,000
8	1,007,000
9	1,054,000
10	1,103,000
11	1,150,000
12	1,198,000
13	1,215,000

別表第2

期	支給月額 (円)
1	120,000
2	130,000
3	140,000
4	150,000

別表第3

支給月	手当額 (円)
6月	670,000
12月	770,000

別表第4

	支給月額（円）
監事	192,000

別表第5

支給月	手当額 (円)
6月	190,000
12月	290,000

但し、現職教職員（当学園）での評議員は除くものとする。